

所沢市「こども・若者×まち参加ふらす事業」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、こども・若者（以下「若者等」という。）の社会や地域への参加を推進するため、市が主催又は共催（市の公の施設の指定管理者が主催する事業及び市が事務局の実行委員会形式の事業を含む。以下同じ。）するボランティア活動等に参加した者に対してポイントを付与することにより、若者等が自らの意見を表明する機会やボランティア活動等への参加を促す仕組みを整備する「こども・若者×まち参加ふらす事業（以下「本事業」という。）」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 所沢市に在住、在勤又は在学する者
- (2) 中学校1年生から大学生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日から24歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）
- (3) この要領の規定に同意する者。ただし、未成年者の場合には、本人に代わり保護者がこの要領の規定に同意するものとする。

(参加の申し込み)

第3条 本事業への参加を希望する者は、所沢市LINE公式アカウント「所沢市こども・若者情報チャンネル」（以下、「こども・若者情報チャンネル」という。）から所定の申請フォームに必要事項を入力し、申請するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請を受理した場合は、内容を確認の上、参加者を決定するものとする。

3 市長は、第1項の規定により申請された事項に虚偽があったときは、本事業への参加を取り消すことができる。

(対象事業)

第4条 ポイントを付与する対象事業（以下「対象事業」という。）は、市が主催又は共催する事業であって、次に掲げる事業に関するもののうち、市長が指定したものとする。

- (1) ボランティアや実行委員などスタッフとして参加できる事業
- (2) ワークショップなどの若者等が自らの意見を表明できる事業
- (3) タウンミーティングなどの市政参加を促すことができる事業
- (4) その他前各号に準ずるものとして市長が認めたもの

(ポイントの付与)

第5条 ポイントの付与を受けようとする者は、対象事業の実施場所に設置さ

れた二次元コードを、こども・若者情報チャンネルに友だち登録した端末（以下「端末」という。）で読み取ることで、ポイントを取得するものとする。

なお、端末を対象事業実施日に持参できない場合の取扱いは、別に定めるものとする。

- 2 ポイントの付与回数は対象事業ごとに1日の参加につき1回のみとして、ポイントの付与単位は対象事業ごとに別に定めるものとする。
- 3 参加者は、付与されたポイントを第三者に譲渡することはできないものとする。

（ポイントの有効期限）

第6条 ポイントの有効期限は、当該ポイントを取得した年度の3月31日までとする。

（参加特典への交換）

第7条 ポイントを一定数取得した者は、参加特典と交換することができる。

- 2 参加特典への交換は、年度ごとに2回までとする。
- 3 参加特典等の内容は、別に定めるものとする。

（退会）

第8条 次の各号のいずれかに該当した場合は、退会とする。

- (1) 参加者本人から退会の申し出があった場合
- (2) 第2条の規定に該当しなくなった場合
- (3) その他市長が必要と認めた場合

（個人情報の取扱い）

第9条 市は、参加者から取得した個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するものとする。

- 2 市は、本事業で得た個人情報を本事業に関する通知、連絡、アンケート調査等に使用することができるものとする。
- 3 市は、本事業から得た個人情報及びアンケート調査結果等を個人が特定できない形にした上で、本事業の効果検証に使用することができるものとする。

なお、本人の同意がある場合を除き、個人を特定した検証結果等の公表は一切行わないものとする。

（免責事項）

第10条 市は、本事業に関連して生じた参加者間のトラブル又はその被った損害について、本事業に関連して生じた参加者と第三者との間のトラブル又はその被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

(事業の変更・中断・終了)

第11条 本事業は、事業期間内であっても、事業を変更し、中断し、又は全部若しくは一部を終了することができるものとする。

2 本事業を変更し、中断し、又は終了する場合は、参加者に対して市ホームページ又は電子メール等によって通知するものとする。

(事業の所管)

第12条 本事業の市の所管は、こども未来部こども政策課とする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。